**山梨市空き家バンク制度利用チェックシート（所有者等用）**

以下の1～13のことについて確認・承知した上で、「『空き家バンク』登録申込書（様式第1号）」を提出します。

　　　　　　　　　　　　　　　申請者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 番号 | 項目 | チェック |
|  | １ | 空き家は居住を目的として建てられた建物ですか。  ※併用住宅の場合は登録可能ですが、賃貸及び売買を目的として建てられた建物や店舗は登録対象外です。 | はい・いいえ |
| 市からの確認事項 | ２ | 申請者は、空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する方ですか。  ※申請者が上記以外の方の場合には委任状（任意書式）が必要となります。 | はい・いいえ |
|  | ３ | 空き家及び敷地内は適正に管理されていますか。  ※建物内に残置物が残されている場合等は、売主・貸主負担で撤去していただく必要があります。なお、残置物が残されたままの物件登録は原則できません。 | はい・いいえ |
|  | ４ | 他の業者等に空き家の媒介を依頼していませんか。  ※他の業者等と専任媒介契約または専属専任媒介契約を締結している場合には、空き家バンクでの物件登録は行えません。 | はい・いいえ |
|  | ５ | 交渉・契約等に関しての仲介業務は、市と業務協定を締結している（公社）山梨県宅地建物取引業協会（以下「宅建業者」）が行うことになります。なお、仲介に係る報酬として宅地建物取引業法で定められた媒介手数料が発生します。 | □ |
|  | ６ | 空き家バンクへ登録するにあたり、市及び宅建業者が建物の調査を行います。調査は建物内部の調査も行いますので、申請者による立会いをお願いします。※物件登録後の見学案内についても立会いが必要となります。 | □ |
| 市からの説明事項 | ７ | 調査の結果、建物の状態・権利関係によっては登録できない場合があります。 | □ |
|  | ８ | 空き家バンクへ登録されると、建物の概要・写真・間取り等の情報を市ホームページ及び窓口等で公開することになります。 | □ |
|  | ９ | 空き家バンクへ登録した個人情報は、必要に応じて宅建業者及び利用希望者等に提供されます。この情報は、本事業の目的以外に利用いたしません。 | □ |
|  | 10 | 空き家バンクへ登録されると、利用希望者等の情報が提供されます。この情報は、ご自身が利用目的に沿って利用し、決して他の目的で使用することのないようにお願いします。 | □ |
|  | 11 | 空き家バンクへ登録後、未契約のまま２年が経過しますと、自動的に登録抹消となります。再度登録を希望される場合には、改めて登録申込みが必要となります。 | □ |
|  | 12 | 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。 | □ |
|  | 13 | 農地付き空き家の登録については、農業委員会への事前相談が必要となります。　　　　　　　　　　**※該当する場合のみチェックしてください。** | □ |